

各種歯科保健事業

ここでは、市が行っている各世代に応じたさまざまな歯科保健事業を紹介します。

妊娠期対象

■母子健康手帳交付・衛生講話

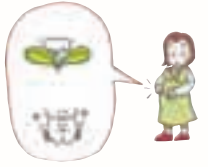
妊娠期の口腔衛生についての説明と、「妊婦歯周疾患健診」の紹介をしています。

■マタニティクラス

妊娠中や生まれてくる赤ちゃんの歯についての説明と、口のチェック(だ液潜血検査・歯の汚れチェック)を行います。

■妊婦歯周疾患健診

妊婦さんとお子さんの口腔疾患予防の第一歩として、平成16年度から「妊婦歯周疾患健診」を実施しています。市の指定歯科医療機関で、RDテスト、サリバスター検査、口腔内診査、結果説明を受けます。



乳幼児期対象

■6〜7カ月育児相談

歯の生え始めの時期なので、赤ちゃんの歯についての説明と、生えだての歯の手入れの方法を紹介しています。



■1歳6カ月児健診

歯科医師による歯科健診と、歯科衛生士による歯についての説明、歯の汚れチェック、ブラッシング指導をしています。

■2歳児歯磨き教室

歯科生活習慣が確立する前に、おやつとの与え方・歯磨き方法など、もつ一度振り返る機会として実施しています。



■3歳児健診

歯科医師による歯科健診と、歯科衛生士による歯についての説明をしています。お子さんが歯磨きの大切さを学び、上手に磨くことができると、面白くて分かりやすいお話をしています。



歯科衛生士からのアドバイス



健康課 大矢真佐代 歯科衛生士

では平均7本しか残っていないのが現状です(平成11年歯科疾患実態調査より)。この大きな目標を達成するには、基本的な生活習慣が確立される乳幼児期がとても大切です。

健康課では、この大切な時期のお子さんと保護者に接することがほとんどです。お子さんたちが生涯健康な歯を維持するための食生活や歯磨きなど、より良い生活習慣を形成するためのお手伝いができればと思っています。

歯について何か心配なことや疑問があれば、いつでもご相談ください。何か心配なことがあると、育児が楽しくなくなってしまうこともあります。いろいろな心配する前に気軽に声をかけてください。

自分の歯が20本以上残っていれば、ほとんどの食べ物を不自由なく食べることができるといわれています。いつまでも自分の歯でしっかりと飲んで食事を取ることは、生涯を通して健康で充実した、心豊かな生活を送ることにつながります。そこで厚生労働省と日本歯科医師会では、『80歳になっても自分の歯を20本以上残そう』と呼びかけています。これが『8020(ハチマルニイマル)運動』です。しかし、80歳